

平成 25 年 (2013 年) 11 月 27 日

札幌市長 上田 文雄 様

札幌市環境影響評価審議会
会長 佐藤 哲身



(仮称) 札幌創世 1.1.1 区北 1 西 1 地区第一種市街地再開発事業
環境影響評価準備書について (答申)

平成 25 年 7 月 31 日付け札幌対第 50589 号にて当審議会に諮問のあった標記の件について、鋭意審議を重ねてきたところであるが、この度、別紙のとおり結論を得たので答申する。



(仮称) 札幌創世 1. 1. 1 区北 1 西 1 地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価準備書について

本事業は、「第 4 次札幌市長期総合計画」を踏まえた「都心まちづくり計画」において、事業予定地を含む周辺地域を「創世交流拠点」として位置付け、都心のまちづくりのモデルとなるような都市空間の形成を図るため、複合的、一体的な都市開発による多様な都市空間の創出や文化芸術活動などの市民の創造的な活動の拠点を形成することなどを目的として掲げている。

当審議会では、当該事業における目的を踏まえたうえで、都心部における大規模建築物がもたらす生活環境、自然環境、及び社会環境等への影響について、様々な観点から審議を重ねてきたところである。

当審議会としては、当該事業における環境影響評価が今後の都心部における同様な事業のモデルとなることを期待するとともに、より一層の環境配慮を行ってもらうためには、以下に記載する事項について十分な検討を行い、その結果についても可能な限り具体的かつ分かりやすく環境影響評価書に反映させることが必要であるとの結論に至った。

1 大気質について

「工事の実施に伴う建設機械の稼働により変化する大気汚染物質の濃度（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）及び粉じんの量」について、次の事項について検討すること。

- (1) 事後調査に係る記載において、最大着地濃度に関する部分は、「⑤評価」の「イ. 基準又は目標との整合」の後段に記載することで、一連の調査予測評価の内容を理解しやすくなることから、「⑤評価」以降の構成を見直すこと。
- (2) 事後調査における記載において、予測に使用したデータ数に限りがあることから、「予測結果に十分信頼性がある」とした表現には無理があるため、記載表現を見直すこと。
- (3) 予測結果は環境基準を達成しているが、環境基準と同値であることから、工事を進めるにあたっては、必要に応じて事業予定地近傍の常時観測局における大気の測定結果に配慮すること。

2 風害について

- (1) 供用後の事後調査において、予測結果を大きく上回る影響が確認された場合には、植栽以外の環境保全措置についても検討し、可能な範囲で実施する計画であることを

記載すること。

- (2) 防風植栽で使用する針葉樹については、歩行者の安全確保のため、下枝等の管理に十分配慮することなどについて記載すること。

3 水質について

工事中に揚水する地下水を沈殿処理した後の沈殿物について、その性状や含有物質を十分に把握し、必要に応じて産業廃棄物として処理する等の処置についても記載すること。

4 地盤沈下について

地下水の揚水によって周辺施設への影響が生じる可能性も否定できないことから、既往文献による把握だけでなく、工事期間中における透水係数や貯留係数の確認を実施するなど、地盤沈下対策等に万全を期す旨を記載すること。

5 電波障害について

電波障害に係る環境保全措置の検討について「適切な対策」とあるが、現時点で想定できる具体的な対策について記載すること。

6 植栽計画について

- (1) 事業予定地周囲の植樹にあたっては、当該事業における東西南北の沿道空間の考え方に基づき、事業計画の熟度に応じた設計において、最も適切な樹種を選定する旨を記載すること。
- (2) 樹種を選定にあたっては、防風対策に適した種を採用すること、高木になり枝が広がる信号機等の障害となるものは植樹位置に注意すること、歩行者の視点での低木や地被植物を採用すること、鳥類の建物や自動車等との衝突を未然に防止するため、鳥類が好んで集まるような実のなる樹種については極力避けるなど、植栽計画には十分な配慮を行うこと。

7 生態系等にかかる環境保全に対する基本的な考え方について

事業内容に係る自然環境（市街地の小緑地）について、「植栽には多様な種の導入を検討する」、「多様な生息環境を保全する」、「地域を特徴づける生態系を保全する」と記載されているが、本事業の特性、事業予定地及びその周辺の状況から勘案すると、環境保

全に対する基本的考え方としては適切ではないと考えられる。

したがって、「北海道、札幌という地域を特徴づける視点」、「都会、市街地の環境に適した自然」という観点から、可能な限り在来種の採用や、都会において自然を意識できるような場の創造等を考慮し、関連個所の記載について修正を行うこと。

8 景観について

建物周囲に設置予定の辻広場3か所は、本建物における景観形成の重要な核となることから、現時点で想定している内容について、基本となるコンセプト等を記載すること。